

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒035-0071

(ふりがな) あおもりけんむつしこがわまち  
青森県むつ市小川町2丁目14番1号

(ふりがな) しもきたちいきこういきぎょうせいじむくみあい  
(名 称) 下北地域広域行政事務組合消防本部

(ふりがな) えんどう ゆきお  
(代表者名) 遠 藤 雪 夫

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

本州最北端に位置する下北広域消防を構成する8市町村は、それぞれにおいては非常に厳しい財政状況下であり、なかには赤字再建団体への回避のため、新規公共事業の中止、経常経費の大幅な削減、市町村長をはじめとする職員の期末・勤勉手当及び管理職手当の大幅な削減、旅費の日当の廃止等々を行っており、当然、当広域消防の財政環境は、硬直した状況下になっております。

このような財政状況において、現在、電波利用料について適用除外となっている(電波法第103条の2第6項)ことは、当広域消防にとって誠にありがたい限りであります。このことは、中小都市消防本部並びに組合消防本部が同等しく思っていることでもあります。

今、各消防本部では、消防・救急無線のデジタル化を、平成28年5月末日までに整備するに当たり、膨大な予算を伴うことから、財政的に重大な問題を抱えております。電波利用ニーズの高まりが益々強まる社会情勢にありますが、ここにきて新たな経費負担が生ずることは、硬直した財政状況がますます厳しい財政状況に陥るのではないかと懸念させられます。

営利を目的とする企業と、国民の負担によって、公平的・公益的立場で地域住民の生命、身体、財産の保護のため活動している消防機関とは、無線利用の目的が根本的に異なるものであり、今後、消防機関に新たな負担を課すことは、国民に新たな負担を課すこととなり、如何なものかと考えさせられます。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、是非、現行どおりの特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

岐阜県大垣市長 小川 敏

### 意見書

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関して、次のとおり意見を提出します。

本市においては、防災行政無線(固定系)と地域防災無線を設置しており、防災上必要な通信を行うものとして1/2の減免措置を受けております。



特に地域防災無線(移動系)においては、有効な通信網を整備する為に、無線局数をそろえる必要があります。本市でも移動局を150台設置しており、減免措置によって大変助かっています。

また、本市は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、また地域防災無線の更新を控えてより充実させる必要があります。

このような状況をふまえていただいて、電波利用料の減免を継続していただきますようお願いいたします。

## 意見書

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒650-8570  
(ふりがな) こうべしちゅうおうくかのうちょう  
(住 所) 神戸市中央区加納町6-5-1  
(ふりがな) こうべししょうぼうきょく  
(名 称) 神戸市消防局  
(ふりがな) きょくちょう ひらい けんじ  
(代表者名) 局長 平井 健二  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 1 「第2章第2節 電波利用料の用途のあり方」

(1) 消防・救急無線をデジタル化する事は、技術上の仕様が確定し、電波法関係審査基準も改正され、具体的検討段階にある。しかしながら、各市町村の財政状況が厳しく、その実現が困難視されており、移行期限までにデジタル化されない消防本部も有りえる。

報告書(案)では、電波利用料の用途として、電波の有効利用の推進が記されており、現状でも放送事業者等に手厚い助成がなされている。消防・救急無線をデジタル化することで、周波数占用帯域幅は小さくなり、電波の有効利用に大きく寄与する事から、電波利用料から消防本部への時限的な助成を検討していただきたい。

なお、この事は消防本部から電波利用料を徴収する事とは、別次元で議論すべきである。

### 2 「第6章第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて」

(1) 消防業務は、国民の身体、生命、財産を、水火災等の災害から保護することであり、極めて公共性の高い業務である。消防が電波を利用して適切な活動をおこなう事が、国民の利益に直結している。

仮に消防本部から徴収したとすれば、経費負担の増加は財政上の負担とな

り、消防サービスの水準が低下するか、水準を保つための経費増加分が税負担の増加となり、国民の利益にはならない。

上記のことより、消防本部から電波利用料を徴収することには、賛成できない。

(2) 報告書(案)からは、国庫の中での循環である事を理由に、国の機関が徴収を免除され、地方機関である消防本部からは、徴収するとも読み取れる。消防本部所有の無線機は、緊急援助隊の資機材として、消防庁長官の指示で災害防御に活用される。その意味では、国の無線機であるとも言え、国の各機関が電波利用料の徴収を免除されるのであれば、消防本部の無線機も当然徴収を免除されるべきである。

(3) 消防・救急無線のデジタル化には、膨大な経費負担が必要であり、財政力に余裕のある一部の消防本部を除き、大部分の消防本部ではその実現性が危惧されているところである。

そのような状況の中で、電波利用料が徴収され財政負担が増えれば、消防・救急無線のデジタル化を、財政上の理由から断念せざるを得ない消防本部も有りえる。

この観点から、消防本部からの電波利用料の徴収には賛成できない。

## 意見書

防通 第 55 号

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 420-8601

住 所 静岡市追手町 9-6

氏 名 静岡県知事 石川 嘉延

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

報告書(案)第6章 納付義務者の範囲 第2節国、地方公共団体の扱いにおいて、地方公共団体に対する電波利用料の徴収の検討で、A案（現行どおり、減免）を支持し、B案（公共性の高さを勘案して徴収）に反対します。

以下理由を説明します。

- ・電波は、有限希少な国民共有の資源であり、電波資源を極力、有効に利用し、電波利用の便益が、広く国民に及ぶよう努めることは、行政のみならず、電波利用者の重要な責務である。公的部門か民間部門かを問わず、電波の有効利用の推進に対する政府の施策への積極的な協力を行うことが無線免許人の責務であるという、電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方に異論はありません。
- ・しかしながら、行政部門とりわけ、消防・防災行政部門への電波の逼迫状況に対応した市場原理の導入は、電波の有効利用インセンティブにはならないと考えます。
- ・東海地震の切迫性が指摘されている静岡県では、県民の生命、身体、財産を守るため、地震対策を強力に推進しておりますが、迅速・確実な情報伝達、情報の共有化のための防災行政無線は、全て地域防災計画に定めるところにおいて防災上必要不可欠な通信手段であり、一般の経済活動とは大きく異なります。
- ・よって、電波利用料を徴収することとしても、無線局の整理、統合は不可能であり、

むしろ、配備先の増加を検討しており、電波の有効利用に資することはありません。

- ・ 一方、市町村合併の進展により、県も防災体制の見直しを迫られており、それに伴う通信機器の移設等の財政負担が必要となります。さらに、衛星系無線のデジタル化等への対応のため多大な費用が必要な状況にあります。
- ・ このような状況において、電波利用料の徴収は、単に地方公共団体の財政状況を更に圧迫するに過ぎず、デジタル化等への対応を逆に遅延させることとなる可能性もあります。また、事務の煩雑や財政負担の増加から、本来の消防・防災業務に支障を来たす可能性もあります。
- ・ むしろ、地方公共団体においては、電波利用料の徴収よりも、国による積極的な財政支援により、デジタル化等への移行を積極的に推進することにより電波の有効利用を図るべきであります。
- ・ 以上から、地方公共団体からの電波利用料の徴収案には反対します。

意見書.txt

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒277-0921

(ふりがな) ちばけんひがしかつしかぐんしょうなんまちおおつがおか

(住所) 千葉県東葛飾郡沼南町大津ヶ丘1-56-12

(ふりがな) しょうなんまちしょうぼうほんぶ

(名称) 沼南町消防本部

(ふりがな) いいじま かずお

(代表者名) 飯島 一夫

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないところか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 344-0117

(ふりがな) さいたまけんきたかつしかぐん  
しょうわまちおおあざかなさき  
914番地

住 所 埼玉県北葛飾郡庄和町大字金崎  
914番地

(ふりがな) さいたまけんしょうわまち  
しょうぼうほんぶ

名 称 埼玉県庄和町消防本部

(ふりがな) ほそい としあき

代表者名 細井 敏明

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用科制部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の取り扱いについて

消防本部が使用する、消防救急無線等については、地域住民の生命、身体、財産の保護に係る消防及び救急活動に、必要不可欠のものであり、極めて公共性の高い通信手段であります。

また、住民に対する行政サービス維持の観点からも、消防救急無線に係る電波利用料の減免措置は、適切な措置であると言えます。

そのような中、当該減免措置を廃止することは、これまでにない財政負担を課すこととなり、当町の財政状況を一層圧迫するものです。さらに、今後の消防救急無線等のデジタル化移行計画に対し、大きな影響を及ぼすことも懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行のとおり、免除としていただきたく意見を提出いたします。

様式 1

意見書

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 501-1392  
(ふりがな) ぎふけんいびぐんたにぐみむらおおあざなれ  
住所 岐阜県揖斐郡谷汲村大字名礼265-43  
(ふりがな) たにぐみむらやくば  
氏名 谷汲村役場 総務課 松井孝二  
電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



別紙

市町村が設けている消防、水防、防災行政無線においては、消防、水防業務は無論、最近多い中小河川の氾濫による災害、土砂災害などに対応するため、国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行するために欠かすことのできない設備として確立されており、不可欠な施設として電波利用料の軽減、減免をお願いしたい。

# 意見書

平成16年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策部課 へ

(郵便番号) 〒320-0014  
(ふりがな) とちぎけんうつのみやしおおぞ  
(住 所) 栃木県宇都宮市大曾2丁目2-21  
(ふりがな) うつのみやししょうぼうほんぶ  
(名 称) 宇都宮市消防本部  
(ふりがな) さかもと ひろし  
(代表者名) 坂本 浩  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 国，地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は，国民の生命，身体，財産の保護に係る高い公共性があることを重視して，地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより，住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであります。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか，昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば，減免措置を廃することにより，消防サービスの水準低下がより一層懸念されます。

消防機関は，災害防除活動時に消防無線を必要最小限使用していることから，利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず，消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり，事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らであります。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて，災害防除活動を行なう消防機関には，電波を使用することによる経済的価値は生じないといえます。

さらに，消防機関は，電波有効利用のために，多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中，新たな財政負担を強いることにより，デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから，地方公共団体等の取扱いについては，現行どおり特例措置を継続していただきたく，意見を提出します。

## 意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

岐阜県大野郡丹生川村  
丹生川村長 小谷 伸一

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制作部回 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

本村は岐阜県飛騨地方北部に位置する中山間地域で、通信情報網整備が未発達であり、地域住民へ向けた防災行政、消防救急等の無線情報は、日々生活をする上で必要不可欠となっております。

今後、大型地震災害等の発生が危惧される中、防災行政目的の電波利用の頻度は、ますます高まることが予想されます。

また、地方公共団体が使用する防災行政、消防救急無線の目的は、公共用であることから、性質上、その他のものと差別化を図る必要があると考えます。



これらのことから、貴省に対し、引き続き電波利用料の減免措置を継続していただき、その使途が適正に利用されるようご意見申し上げます。

以上

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒040-8502  
(ふりがな) ほっかいどうはこだてししののめちょう  
(住 所) 北海道函館市東雲町5番9号  
(ふりがな) はこだてししょうぼうほんぶ  
(名 称) 函館市消防本部  
(ふりがな) こにしかつお  
(代表者名) 小 西 克 男  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

これまでの電波利用料減免措置は「消防・救急無線があらゆる災害等に対して国民の生命、身体、財産を保護するという大きな公共性を重視した立法趣旨」であると理解しています。

しかしながら、このたびの電波の有効利用および負担の公平性の確保から国や地方公共団体にも電波利用料負担を求めるという意見は、営利活動を目的とする民間事業者と地域住民の生命・財産の保護活動を目的とする消防機関とを同一視して、その公平性を求めようとする自体に無理があります。

そもそも、民間事業者が電波を利用することによる便益は事業者自らであることに対して、消防機関が電波を利用することによる便益は、もっぱら地域住民にあり、消防機関には直接、経済的価値は生じません。

現在、各消防本部の消防通信施設を取り巻く環境として、

- ① 携帯電話等からの119番直接受信
- ② IP電話等からの119番直接受信
- ③ 消防・救急無線のデジタル化

と整備しなければならない案件が山積みされており、これらハード面の整備経費も莫大なうえ、さらなるランニングコストも跳ね上がってゆくことが予想されております。

このような状況のなかで、さらに消防・救急無線電波特例措置の廃止となると、これら整備に大きく支障をきたすおそれが生じてきます。

本市においても、電波有効利用のために消防・救急無線のデジタル化に取り組んでいるさなか、新たな財政負担が強いられることなどにより、デジタル化移行の遅れが予想され、地域住民への消防サービスの低下を招きかねない状況にあります。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



地方自治体に対する電波利用料の減免措置の廃止に反対する立場から意見を提出します。

①この措置は、財政的負担を軽減することによって住民に不可欠な行政サービスの水準を維持する意味からこれまで認められてきたものであり、今後とも堅持されるべきだと考えます。

②電波の逼迫帯域で電波利用料の負担を求めることが電波の有効利用につながるという議論がありますが、自治体における周波数移行は莫大な投資額とそのメリットにより事業化が判断されるものであるため、減免措置の廃止はそのインセンティブにはならず、新たな県財政の負担、ひいては県民の負担増につながるだけです。

以上の理由により、地方自治体に対する電波利用料の減免措置の廃止には反対します。

提出者

福井市大手3丁目17-1

福井県 県民生活部 危機対策・防災課長 中久喜 勉

電話

e-mail

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 350-0441  
(ふりがな) さいたまけんいるまぐんもろやままち  
おおあざいわい2451ばんち  
住 所 埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井2451  
番地  
(ふりがな) にしいるまこういきしょうぼうくみあい  
名 称 西入間広域消防組合  
(ふりがな) おざわ のぶよし  
代表者名 小 沢 信 義  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

## 第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が開設する無線局の中で消防無線等は、災害対応の非常通信であり、国民の生命、身体、財産の保護に係る緊急かつ重要な無線で公務に不可欠であり、非常に公共性の高い通信手段と言え、それゆえに電波利用料の減免措置がなされていると言えます。

今後は、さらに住民に対する行政サービスを向上させるためにも消防無線等については、多大な費用を投入し、デジタル化等による有効利用を図ろうとしているところです。



そのような中、減免措置を廃することは、昨今の地方財政の逼迫状況から行政サービスの低下が懸念されるところで、さらに新たな財政負担を強いることは、今後の消防無線等のデジタル化移行への遅れが懸念されることです。

このようなことから、今後も消防無線等に対する特例措置については、現行のとおり継続していただきたく意見を提出いたします。

# 意見書

平成16年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策部課 へ

(郵便番号) 〒320-0014  
(ふりがな) とちぎけんうつのみやしおおぞ  
(住所) 栃木県宇都宮市大曾2丁目2-21  
(ふりがな) うつのみやししょうぼうほんぶ  
(名称) 宇都宮市消防本部  
(ふりがな) さかもと ひろし  
(代表者名) 坂本 浩  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 国，地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は，国民の生命，身体，財産の保護に係る高い公共性があることを重視して，地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより，住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであります。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか，昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば，減免措置を廃することにより，消防サービスの水準低下がより一層懸念されます。

消防機関は，災害防除活動時に消防無線を必要最小限使用していることから，利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず，消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり，事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らであります。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて，災害防除活動を行なう消防機関には，電波を使用することによる経済的価値は生じないといえます。

さらに，消防機関は，電波有効利用のために，多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中，新たな財政負担を強いることにより，デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから，地方公共団体等の取扱いについては，現行どおり特例措置を継続していただきたく，意見を提出します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 340-0114  
(ふりがな) さいたまけんさってしひがし4ちよめ  
5ばん10ごう  
住 所 埼玉県幸手市東4丁目5番10号  
(ふりがな) さってししょうぼうほんぶ  
名 称 幸手市消防本部  
(ふりがな) たなべ きよし  
代表者名 田辺 清  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体の保有する無線局のなかには消防無線もあり、国民の生命、身体、財産を守ると言うことから、消防活動に重要であり住民にとっても必要不可欠であります。

また、消防無線につきましては、非常に公共性の高い通信手段であり、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、市民に対するサービスの観点から適切な措置であると言えます。

そのような中で、減免措置を廃止し、財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することになります。今後においても、電波有効利用のためにデジタル化へ移行することの遅れが懸念されます。

以上のことから、今後も消防無線等に対する特例措置については、現行のとおり継続していただきたく意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号)〒238?8550  
(ふりがな)かながわけんよこすかしおがわちよう11ばんち  
(住 所)神奈川県横須賀市小川町11番地  
(ふりがな)よこすかし  
(名 称)横須賀市  
(ふりがな)しちよう さわだ ひでお  
(代表者名)市長 沢田 秀男  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、次のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防・防災無線の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではなく、さらには、国民保護法、土砂災害防止法等の施行により消防・防災無線の緊急かつ重要性は一段と高いものになってきている。

国、地方公共団体の無線は、国民の生命、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものであり、便益を受けているのは国民である。

したがって、地方公共団体からの電波利用料の徴収は、一般の経済活動とは異なり、電波有効利用のインセンティブに繋がるとは思えない。

現在、地方公共団体が防災上必要な通信を行うことを目的とするもの(防災行政無線)のみが電波利用料の規定の金額の二分の一を負担しているが、国民の生命、身体、財産の保護を図る上での電波利用料の負担が、使用者(国、都道府県、市町村)によって区別されるべきものではない。

また、逼迫地域、逼迫帯域を限定しての課金についても、国民の安全、安心に係る費用について地域格差が生じることは好ましくない。

このようなことから、地方公共団体等における消防・防災無線の電波使用は、電波利用料制度からの適用除外としていただきたく、意見を提出します。



# 意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課長 様

509 - 6195  
岐阜県瑞浪市上平町1-1  
瑞浪市長 高嶋芳男

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
次のとおり意見を提出します。

## 【 意見 】

地方公共団体の電波利用料徴収については、  
報告書A案：現行どおり規定金額1/2の減免を強く要望します。

災害時に住民の生命・財産を守るために運用している重要な  
通信手段である『防災行政無線』であることを考慮していただきたい。

# 意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 640-8585

わかやまけん わかやまし こまつばらどおり  
和歌山県和歌山市小松原通 1-1

わかやまけん ちじ き むら よし き  
和歌山県知事 木村 良樹

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙の  
とおり意見を提出します。

## 「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

### 1 意見の概要

- (1) 現状の減免制度を一步進めて、国だけでなく地方公共団体が開設する無線局についてもその高い公共性を考慮して電波利用料を免除とするのが適当である。
- (2) 電波監視や不法・違法無線局対策を徹底的に実行して不法・違法無線局や侵入電波を排除しない限り、電波の有効利用は真価を発揮しない。電波利用料はこれらの施策のためにまず最優先に使われるべきである。

### 2 意見とその理由

- (1) 地方公共団体が開設する無線局は多様な行政サービスを迅速、公平かつ能率的に行うために使用されているものであります。特に防災や減災及び災害復旧のために使用する消防用、水防用及び防災行政用等の無線局は住民の生命と財産を守るという使命を帯びた必要不可欠な無線局であり、極めて高い公共性を有することを疑う余地はありません。

補助金や交付税の見直し及び地方への税源移譲といった状況における本県の厳しい財政事情を鑑みるに、これらの無線局に対してさらに電波利用料を徴収することは次の2点の問題があると考えます。まず電波利用料の負担増により地方公共団体の財政を圧迫すること、次に電波利用料の負担を軽減するために無線局の廃止や新設抑制が行われる結果として行政サービスの低下をきたすだけでなく防災体制強化の足枷になることが懸念される所であります。

地方公共団体の開設する無線局から電波利用料を徴収することにより地方公共団体の財政を圧迫し、また行政サービスの低下を招くことは、「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」（電波法第1条）という電波法の目的に反するものであります。

従って、地方公共団体の開設する無線局については、その高い公共性に鑑み、現在の減免制度をさらに拡充して、電波利用料を免除することが適当であると考えます。

いくら高い公共性があるからと言っても地方公共団体が限りある周波数資源を自由に使用しているわけではなく、最小限の周波数の割当を受けながら、周波数の移行やデジタル化といった電波の有効利用や電波の再配分、また電波の利用状況調査についても可能な限り協力してきていることを改めて付け加えておきます。

- (2) 電波利用料は報告書（案）第1章にも記載されているように、平成5年に「免許人が電波を安心して利用できる環境の整備・構築を図る」ために導入されたものであります。

その後は電波資源の効率的利用の促進のため電波利用料の使途が拡大され、今回の報告書（案）では新たに研究開発費用等も挙げられておりますが、まずは現在の電波利用環境をクリーンにすることが何よりも優先されるべきであります。

特にHF帯、VHF帯及びUHF帯においては不法開設局や違法運用局が数多く存在しており、本県ではこれらの混信に加えて諸外国からの侵入電波の混信によってもしばしば無線局の運用に支障をきたしております。しかし電波利用料制度の導入から10年以上経過した現在もこれらの状況は一向に改善しておりません。

電波監視や徹底した不法・違法無線局の排除といった施策に電波利用料を積極的に活用することによって免許人の権利を保護していくことが電波を安心して利用できる環境の整備・構築の実現につながり、この前提が成立して初めて電波の有効利用の研究が真価を発揮すると考えます。

以上

意見書

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 590-0976  
(ふりがな) さかいしおおはまみなみまち  
住所 堺市大浜南町3丁2番5号  
(ふりがな) さかいしたかいしししょうぼ

うくみあい

氏名 堺市高石市消防組合  
(ふりがな) いのうえ じゅいち  
代表者(消防長) 井上 壽一  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。



記

「第6章 納付義務者の範囲 第2節 国、地方公共団体の扱い」について、消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護の目的を遂行するための唯一の緊急かつ重要な通信手段であり、全ての住民が平等に恩恵を享受しているもので極めて高い公共性がある。財政的負担を課すことにより住民への行政サービスの低下に繋がる場合も考えられるため、現行どおり電波利用料の減免措置を継続していただきたい。  
以上

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 503-2193  
(ふりがな) ぎふけんふわぐんたるいちょう  
(住所) 岐阜県不破郡垂井町1532-1  
(ふりがな) たるいちょう  
(名称) 垂井町  
(ふりがな) ちょうちょう なかがわみつや  
(代表者名) 町長 中川満也  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

# 意見

## 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体は、災害対策基本法第5条第1項に規定されているように住民の生命、身体及び財産を災害から保護することが責務であります。よって防災行政無線は、地方公共団体の災害対策における重要な設備であります。これにより恩恵を受けるのは住民であり、地方公共団体が、一般の免許人のように利益を得るものではありません。

また、地方公共団体は、昨今の経済事情の悪化による税収の減少、並びに国の三位一体改革に伴う地方交付税の見直し及び補助金の削減など、財政的基盤が大変弱体化しておるのが現状です。その中で、本町においては昭和60年から多額の投資をし、アナログ方式による防災行政無線同報系・移動系などの無線設備を整備・運用しておりますが、現在、その更新の時期を迎え、国が推奨するデジタル方式においても、現在検討しているところであります。しかし、固定局・基地局・移動局などの無線局に、今後、一般の免許人同等の電波利用料が必要となれば、限られた予算の中で無線設備のデジタル化を整備・運用していくためには、同報系子局や移動系無線機の数をも最小限度に押さえた整備・運用となります。

住民の安全・安心を確保する上で必要不可欠な防災行政無線の積極的整備を妨げるような地方公共団体の電波利用料の取り扱いについては、現行通りの特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 618-0024  
(ふりがな) おおさかふみしまぐんしまもとちょうわかやまだい  
住 所 大阪府三島郡島本町若山台一丁目2-5  
(ふりがな) しまもとちょうしょうぼうほんぶ  
名 称 島本町消防本部  
(ふりがな) わかばやし てつお  
代表者名 若林 哲夫  
電話番号 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。



## 意見

地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

消防、救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護を目的として、市町村が設置し消防、救急活動に使用しているものであり、極めて高い公共性を有しています。さらに大規模災害時の消防、救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなり、消防、救急無線は唯一の連絡手段として非常に重要となっています。

また、当該無線は公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段が無いため、電波有効利用を目的とした電波利用料の徴収といった主旨にはつながらないものと考えられます。

消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らです。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、消防機関には電波を使用することによる経済的価値は生じないといえます。

消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒 765-0003

(ふりがな) かがわけん ぜんつうじしぜんつうじちょう

(住 所) 香川県善通寺市善通寺町六丁目10-21

(ふりがな) ぜんつうじししょうぼうほんぶ

(名 称) 善通寺市消防本部

(ふりがな) やましたまさかず

(代表者名) 山 下 雅 和

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

消防無線の電波利用料減免処置の是非について、既にいくつかのコメントが示されていますが、すべての免許人に対する公平性から考えると消防無線など一部の減免処置は公平性には欠けるところである。

しかし、消防救急無線は国民の生命、身体、財産を守ると言う公共性があり、現場活動において消防救急無線以外迅速かつ正確な情報伝達手段が見当たらない上に電波利用料では消防サービスの水準低下が懸念される。

また、今後消防機関は無線のデジタル化に伴い多額の経費を要する上に新たな財政負担が生じ、消防無線のデジタル化移行が遅れることが懸念される。

以上のことから、現行どおり特例処置を継続していただきたいので、意見を提出します。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒886-0007  
(ふりがな) みやざきけんこばやししおおあざまがたばんち  
(住所) 宮崎県小林市大字真方493番地  
(ふりがな) にしもろこういきぎょうせいじむくみあいしょうぼうほんぶ  
(名称) 西諸広域行政事務組合消防本部  
(ふりがな) き じま しゅんすけ  
(代表者名) 貴 嶋 俊 介  
(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見書を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、平成5年度電波利用料制度導入から導入されておりますが国及び地方公共機関における減免措置は公共性の高い行政サービスの低下を防ぐ観点から設けられた特例措置である。特に消防無線は国民の生命、身体、財産を保護する使命があり、その通常業務はもとより災害発生の際の通信手段として必要不可欠なものであります。

特に本年度は新潟県に見られるように風水害が多発しました。これらの災害において多数の生命、財産が失われており復旧における多額の経費及び今後に予想される有事の際の通信手段のより一層の充実がもとめられます。

電波周波数帯を増やす研究開発は必要として携帯電話の利用困難地域の対策、次世代情報家電のめざましい普及は便益を受ける事業者負担することが当然と考えられる。

消防無線はデジタル化への移行への巨額の経費が予想され、その中での特例措置の廃止を行うことは住民の負担増を招くとともに有事の際の活動をも阻害され生命の危機に立たされる結果となります。

国民の生命、身体保護に関わる公共性の高い消防無線の特例措置は現行どおり免税対象として継続していただきたく意見を提出します。